

201001051A

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
—就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析—

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成23（2011）年 3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析－

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成23（2011）年 3月

目 次

I. 総括研究報告

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の政策・制度化に関する調査研究 ----- 1

研究代表者 松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)
研究分担者 西村万里子 (明治学院大学法学部教授)
同 上 橋本 理 (関西大学社会学部准教授)
同 上 吉中季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

(資料1) インタビュー対象団体一覧

(資料2) インタビュー調査依頼書

(資料3) インタビュー項目

II. 分担研究報告

[海外の事例]

1. 「労働統合型社会的企業」論の展開 －韓国の事例から－ ----- 11
橋本 理 (関西大学社会学部准教授)
2. ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状 －韓国の事例－ ----- 27
松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)
3. 障害者の就労支援と社会的企業 －台湾の事例－ ----- 31
吉中 季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)、橋本 理 (関西大学社会学部准教授)
4. ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状 －台湾の事例－ ----- 42
松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

[日本の事例]

5. 地域包括の実践とその課題 －和歌山県「麦の郷」の実践事例より－ ----- 46
吉中 季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)
6. 障害者の就労支援と社会的企業 －日本の事例－ ----- 53
西村 万里子 (明治学院大学法学部教授)
7. ソーシャルファームによる仕事づくりの実践とその課題 ----- 57
橋本 理 (関西大学社会学部准教授)
8. 高齢者生活協同組合におけるワーク・インテグレーションの取り組みと課題 ----- 63
松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

1. 橋本理「労働統合型社会的企業とは何か—欧米の動向と日本への示唆」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、4~7頁
2. 松本典子「日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、8~10頁
3. 吉中季子「労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、12~13頁
4. 松本典子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業—台湾の事例」『協同の發見』222号、2011年1月、18~22頁
5. 橋本理「『労働統合型社会的企業』論の展開—韓国の事例から」『関西大学社会学部紀要』42巻3号、2011年3月、83~102頁

I . 總括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

総括研究報告書

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の政策・制度化に関する調査研究

研究代表者 松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

研究分担者 西村万里子 (明治学院大学法学部教授)

同 上 橋本 理 (関西大学社会学部准教授)

同 上 吉中季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

研究要旨

【研究目的】

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業（W I S E）」の実態調査を行い、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

【研究方法】

第1に、日本のW I S Eの現段階での活動状況を詳細に示す。ここでは、①東京圏と関西圏におけるW I S Eの概数および活動形態・分野（W I S Eのマッピング）と、②障害者支援およびホームレス支援に取り組むW I S Eの活動の意義と課題を分析する。現段階では、日本のW I S Eに関する基礎データがなく、都市部（東京圏と関西圏）のW I S Eの基礎データを構築することは意義深い。また、喫緊の課題である障害者支援およびホームレス支援に焦点をあて、効果的なW I S Eの機能条件と支援策を示すことは就労による自立支援の具体的な道筋を示すこととなる。具体的には、東京圏と関西圏に存在するW I S Eの一覧作成、先駆的団体のインタビュー調査を行う。

第2に、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの取り組みが進む韓国および台湾の実態調査を行い、W I S Eの「成功要因」と「失敗要因」を明らかにする。具体的には、韓国および台湾のW I S E支援団体や先駆的団体のインタビュー調査により、W I S Eの効果的支援策を抽出する。単なる事例分析にとどまらず、W I S Eの日本型モデル構築に必要な条件（経営課題、法体系、地域資源の活用方法等）を示す分析を進める。韓国および台湾を対象として取り上げた理由は、その制度的背景や比較の基礎となる条件に日本との類似性があり、W I S Eの日本型モデル構築に有益と考えるからである。

第3に、以上の調査をもとに、W I S Eの日本型モデル構築に向けて、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学の観点から分析し、その条件整備に必要な社会保障政策および社会福祉政策を明らかにする。

なお、実証研究では倫理面に細心の注意を払う。

【研究結果】

韓国および台湾W I S Eの先駆的団体や支援団体へのインタビュー調査を行って国際比較をすることにより、日本型W I S Eのモデル構築に必要な制度や政策の分析を行った。

また、中小企業家同友会の障害者部会やきょうされんなどから障害者支援分野で積極的に事業

を行っている団体に関する情報を得てインタビュー調査を行い、前年度の基礎データを補強することができた。

【結論】

国際比較研究からは、韓国では社会的企業育成法がもたらす効果（例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援）や政府の優先購買制度の在り方、台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。日本でも社会的事業所制度や協同労働の協同組合法などの制定が目指されているが、社会的企業を支援する制度をますます拡充していくことがソーシャル・インクルージョンの促進には欠かせない。

平成21年度も検討したが、日本のW I S Eは、資金調達・確保の困難性に直面している。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者などの社会的弱者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S Eが多数出現するようになれば、労働統合の対象者に対する就労支援だけではなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。W I S Eの包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体が持続的に発展できるような、5年、10年先を見据えた支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

A. 研究目的

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業（W I S E）」の実態調査を行い、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

欧州ではW I S Eによる労働市場への統合が展開され、その実証的研究が進められている。Nyssens, M. eds. [2006] *Social Enterprise*, Routledgeは、W I S Eの実態調査を行い、文化的な背景や法人形態の状況、支援政策のあり方も踏まえた研究をしている。また、韓国では、2006年に社会的企業育成法が成立し社会的弱者を社会に包摂する活動が行われている。

現在、わが国でも社会的排除に関する研究が増加し、社会的企業の役割が注目されている（福原宏幸編著 [2007] 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、など）が、W I S Eに直接的に焦点を絞った研究は少

なく、労働市場への統合を通じたソーシャル・インクルージョンを目的とするW I S Eの日本型モデルの構築を提起する調査研究が必要である。

本研究では、わが国におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にW I S Eの概数および活動形態・活動分野について明らかにする。この作業により政策形成の前提となる基礎データを得る。そのうえで、日本での先進事例である団体のインタビューを行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを明確化する。とりわけ、障害者支援およびホームレス支援の団体に焦点をあて、W I S Eの効果的機能化の条件を明らかにする。また、本研究では、韓国および台湾のW I S Eの取り組みも実態調査し、その成功要因と失敗要因を明らかにし、W I S Eの効果的な支援策を探る。韓国および台湾を対象として取り上げた理由

はアジア圏の中で日本との類似性がみられるからである。

W I S E の分析には、法体系および社会保障政策のあり方、地域資源の活用の分析が重要である。本研究は、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学など多面的な角度から W I S E の機能条件と支援政策を示す。

B. 研究方法

本研究は、研究目的を着実に達成するため、4つのステージ（平成 21 年度前半、平成 21 年度後半、平成 22 年度前半、平成 22 年度後半）を定めて、7つの検討項目を設定した。

検討項目① 国内外のW I S E の文献・資料の整理（平成 21 年度前半実施）

既存の文献・資料の渉猟をほぼ終えているので、W I S E に関する新刊や最新の資料の収集を続け、W I S E の国内外の最新の動向について分析する作業が中心となる。

検討項目② 日本のW I S E の現状把握（基礎データの作成）<W I S E のマッピング>（平成 21 年度前半実施）

都市部（東京圏と関西圏）に焦点をあて、W I S E の概数および活動形態・活動分野を明らかにする。方法としては、コミュニティビジネス支援の対象となっている団体一覧やN P O 法人の支援組織のダイレクトリーにおける就労支援・職業訓練に携わる団体、作業所や障害者支援団体、ホームレス支援団体のネットワークの情報などを活用し、障害者支援およびホームレス支援に関する労働市場への統合に向けた様々な取り組みを網羅した事業活動の一覧を作成する。職業訓練や生活支援などに取り組む就労支援型の団体と、社会的に排除されるリスクが高い人々を積極的に雇い入れている雇用促進型の団

体に分類し、活動形態や支援対象者数などの指標を組み込んだW I S E の基礎データ作成を行う。研究代表者および分担者がこれまで構築してきたネットワークを活用することにより、東京圏と関西圏における現場の動向について詳細な現状把握を行う。

検討項目③ 日本の先駆的団体へのインタビュー調査の実施（平成 21 年度後半実施）

検討項目②で作成した一覧をもとに、W I S E の機能が効果的に発揮されている先駆的な活動を抽出し、W I S E のおかげでいる現状について、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質問を行い、W I S E の機能条件と活動の阻害要因を明らかにする。W I S E が効果的にソーシャル・インクルージョンを促進するために必要な条件とは何かを探る。東京圏と関西圏における障害者支援W I S E とホームレス支援W I S E （計 20 団体を予定）を対象としたインタビュー調査を実施する。必要に応じて、東京圏・関西圏以外でも、追加インタビュー調査を実施する。検討項目②と③を踏まえて、平成 21 年度末に、中間報告書を作成する。

④ 韓国・台湾のW I S E 支援団体および先駆的団体へのインタビュー調査（平成 22 年度前半実施）

韓国と台湾のW I S E および関連機関においてインタビュー調査を実施し、日本型モデルの構築を念頭において、W I S E の成功要因と失敗要因を明らかにする。現地のW I S E に関するネットワーク組織が有する情報を活用し、調査対象団体を選定する。例えば、韓国においては、障害者支援 W I S E （社会的企業育成法に基づく組織）および中間支援団体（計 8 団体を予定）から

インタビュー調査を行う。インタビュー調査においては、文化的な背景の違い、W I S E をめぐる法人形態の整備状況、支援政策・制度のあり方に注意を払う。

検討項目⑤ 日本のW I S Eに対する質問紙調査（平成22年度前半実施）

日本の先駆的団体へのインタビュー調査および海外調査に基づいて調査票を作成し、東京圏と関西圏の団体を対象とした調査を行う。調査では、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質問を行い、W I S Eの機能条件と活動の阻害要因について一般化できる点は何かを抽出する。また、先駆的団体によるインタビュー調査結果との違いを分析する。

検討項目⑥ 日本国モデル構築に必要なW I S Eの機能条件と支援政策の提示

上記の調査をもとに、W I S Eの日本型モデル構築に向けて、学際的な観点から分析し、その条件整備に必要な施策を明らかにする。

検討項目⑦ 報告書の作成

調査研究をとりまとめた研究報告書を作成する。

※倫理面への配慮

本研究ではインタビュー調査および質問紙調査を実施するため、事前に相手方に調査の趣旨について同意を得るとともに、個人情報の取り扱いには万全を期する。調査のアポイントメントをとる段階において、「当日お伺いした内容については、報告書作成等の研究目的に使用します」という旨の文書を必ず添付して、相手方の人権を尊重・保護して、同意・協力を得る。調査記録や録音媒体等の情報は申請者が厳正に管理し、本人の承諾なく外部に公開することは決して行わない。

C. 研究結果

平成22年度の研究では、主に検討項目④～⑦に取り組んだ。

韓国および台湾W I S Eの先駆的団体や支援団体へのインタビュー調査を行って国際比較をすることにより、日本型W I S Eのモデル構築に必要な制度や政策の分析を行った。

また、中小企業家同友会障害者問題委員会やきょうされんなどから障害者支援分野で積極的に事業を行っている団体に関する情報を得てインタビュー調査を行い、平成21年度の基礎データを補強することができた。

D. 考察

韓国では社会的企業育成法がもたらす効果（例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援）や政府の優先購買制度のメリットがあるという知見を得たが、現場においては補助金や優先購買に依存せざるをえない実態も一部で生じていた。W I S Eの価値が社会的なミッションの追求を持続的な事業を通じて実現することにあるとすれば、市場の資源に依存する状況は、社会的なミッションを損なうかたちで事業を持続するか、事業の持続を断念するかというジレンマに陥る可能性を強める。制度のあり方はW I S Eが果たす機能に影響を与えるため、制度や政策とそれに影響を与える市民運動の持つ意義との関わりからW I S Eを理解することが必要である。

台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。規模の違いはあるいくつかの団体は、毎年一定数の一般就職が実現している点で評価できる。職業訓練に重点を置き、労働市場との統合を視野に入れながら、一般雇用を実現している。これは単に団体だけの努力だけでなく、企業や政府などと団体との連携によるもので、雇用と求人のニーズとのマッチングがなされている結果であるといえる。

日本では、韓国やヨーロッパなどと比較すれば、社会的企業（W I S E）に対する政府の制度的な支援は少ない状況にある。障害者の就業支援を行う社会的企業が社会性と企業性を担保しながら市場競争の中で事業活動を継続するには、職業訓練に対する直接的な人件費補助や生活支援補助など、政府による制度的支援の拡充が求められる。また、単に事業組織レベルでの社会的機能と事業手法のみからW I S Eに着目するのではなく、国の政策や経済的および社会的な諸課題との関わりからW I S Eの存在を捉え直すことが必要であるという認識が、日本においても必要である。すなわちW I S Eを社会的経済の文脈のなかに位置づけていくことが重要である。

平成 22 年度の日本における訪問インタビュー調査からW I S E の発展には、事業者や行政など地域のアクターとの連携が重要な鍵であるし、経営管理の重要性も高まることが明らかになった。また、障害者の生活や就労支援を実現する事業活動を進めるうえで、環境問題をはじめとした他の社会的課題に取り組む事業活動を組み合わせることが有効でもあった。

ただし、現時点で多くのW I S Eにおける事業性・企業性の実現は、公的な制度基盤と自主事業収入の組み合わせによって達成できていることを忘れてはならない。組織の事業性・企業性の展開には公的制度基盤の存在とそれらの内容改善の重要性を認識することが必要である。また、例えば福祉分野の「社会的企業」にとっては介護報酬の低さに派生する人材不足などの問題も少なくなく、介護保険制度や障害者自立支援法などW I S Eに関する周辺の支援制度の見直しも欠かせない。

E. 結論

国際比較研究からは、韓国では社会的企業育成法がもたらす効果（例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援）や政府

の優先購買制度の在り方、台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。日本でも社会的事業所制度や協同労働の協同組合法などの制定が目指されているが、社会的企業を支援する制度をますます拡充していくことがソーシャル・インクルージョンの促進には欠かせない。

平成 21 年度も検討したが、日本のW I S Eは、資金調達・確保の困難性に直面している。平成 22 年度は比較的事業力のある団体に訪問インタビュー調査を行った。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者などの社会的弱者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S E が多数出現するようになれば、労働統合の対象者に対する就労支援だけではなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。W I S E の包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体が持続的に発展できるよう、5年、10年先を見据えた支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- (1) 橋本理「労働統合型社会的企業とは何か－欧米の動向と日本への示唆」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、4~7頁。
- (2) 松本典子「日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、8~10頁。
- (3) 吉中季子「労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、12~13頁。
- (4) 松本典子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業－台湾の事例」『協同の發見』222号、2011年1月、18~22頁。
- (5) 橋本理「『労働統合型社会的企業』論の展開－韓国の事例から」『関西大学社会学部紀要』42巻3号、2011年3月、83~102頁。

2. 学会発表

- (1) 松本典子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状」日本比較経営学会第35回全国大会(日本大学)、2010年5月15日
- (2) 松本典子「ソーシャル・エンタープライズによる地域雇用の創出」日本経営学会第84回大会(ワークショップ)(石巻専修大学)、2010年9月4日
- (3) 松本典子「社会的企業研究の現代的意義」日本経営学会第84回大会(自由論題報告)(石巻専修大学)、2010年9月4日

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

(資料1) 日本におけるインタビュー対象団体一覧

*ホームレス支援団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動・事業内容	活動形態
あうん	企業組合	東京都荒川区 東日暮里	リサイクルショップ事業、 便利屋事業、など ※詳細は、本誌の吉中論文 を参照	協同・起業型
さなぎ達	NPO 法人	神奈川県横浜市 中区寿町	さなぎの家（憩いの場、衣 料・日用雑貨の提供）、さな ぎの食堂の運営、など	支援型 雇用型
自立支援サポート センターもやい	NPO 法人	東京都新宿区 新小川町	入居支援、生活相談支援、 など	支援型
自立支援センター ふるさとの会	NPO 法人	東京都台東区	自立支援センター事業、宿 泊所事業、訪問介護事業、 就労支援事業、など	支援型 雇用型
日本労働者協同組 合連合会センター 事業団	NPO 法人	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関 連事業等	支援型 協同・起業型
釜ヶ崎支援機構	NPO 法人	大阪府大阪市 西成区	就労機会提供、就労自立サ ポート事業、福祉・生活・ 健康サポート事業、寝場所 提供事業、など	支援型 雇用型
北九州ホームレス 支援機構	NPO 法人	福岡県北九州市 八幡東区	炊き出し、物資支援、保険・ 医療支援、相談支援、自立 支援住宅事業、就労支援、 保証人確保支援、など	支援型
ささしま共生会	NPO 法人	愛知県名古屋市 昭和区	炊き出し、生活相談、デイ ケア事業、住居提供、など	支援型
プロミスキーパー ズ	NPO 法人	沖縄県	社会的弱者、ホームレス、 母子寡婦への支援、エデ ン・ハウスで生活をしてい る人々の雇用育成と自立の 為の資金作り、エコ、リサ イクルなどの資源再利用、 など	支援型

* 障害者支援団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動内容	活動形態
愛知高齢者協同組合	生活協同組合	愛知県	高齢者のケア、障害者の生活支援など	協同・起業型
一麦会（麦の郷）	社会福祉法人	和歌山県	クリーニング事業、菓子・パンの製造・販売など	雇用型
エル・チャレンジ	事業協同組合	大阪府大阪市北区	就労体験、就労支援、など	支援型 雇用型
おおつ働き・暮らし応援センター	任意団体	滋賀県大津市	共働事業所づくり、研究会の実施、政策提言、など	支援型
きょうされん	任意団体	東京都中野区	障害者の就労支援・生活支援、など	支援型
共同連	NPO法人	滋賀県大津市	社会的事業所制度づくり、国際交流会・研究会の実施、政策提言、など	支援型
くるみ会	社会福祉法人	愛知県	コンポスト事業、植物生産事業など	雇用型 協同・起業型
ココ・ファーム・ワイナリー	有限会社	栃木県足利市	ワインの製造・販売など	雇用型
中小企業家同友会（障害者部会）	任意団体	東京都豊島区	中小企業の支援	支援型
日本労働者協同組合連合会センター事業団	任意団体 NPO法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関連事業等	支援型 協同・起業型
武蔵野千川福祉会（チャレンジャー）	社会福祉法人	東京都武蔵野市	ダイレクトメールの封入封緘作業、ノベルティグッズの箱詰め作業、など	雇用型
ヤマト福祉財団	財団法人	東京都中央区銀座	スワンベーカリー事業、クロネコメール便事業、就労移行支援事業、など	雇用型 支援型
ワーカーズ・コレクティブ協会	NPO法人	神奈川県横浜市	就労支援、コミュニティキッチングボラン運営事業、調査研究・講座企画開催事業、など	支援型 協同・起業型
わっぱの会	NPO法人	愛知県	共働事業所づくり、パン・洋菓子の製造・販売、リサイクル事業、就労支援など	支援型 雇用型

(資料2) インタビュー調査依頼書

2010年 月 日

○○○

○○様

駒澤大学経済学部
専任講師 松本 典子

訪問インタビュー調査のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私たちは2009年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）の助成を受け、「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析」を進めています。そのため、今回は○○○における就労支援の現状や課題について訪問インタビュー調査させて頂きたい、お電話でお願いいたしました次第です。

具体的には下記のように、訪問させていただきたいと考えております。ご多忙のところとは存じますがよろしくお願ひいたします。

敬具

記

1. 日時：

2010年 月 日 () 時～ 時

2. 場所：ご指定ください。

3. 質問項目

具体的には以下の点についてお伺いしたいと考えております。

- ・貴団体の概況（設立の沿革と現状）
- ・他団体とのネットワーク
- ・貴団体に求められる支援システム（補助金や助成の活用状況等）
- ・貴団体独自の取り組み
- ・今後の課題と展望

※以上に関連する資料をご提示・ご提供いただければ幸いです。

4. 研究組織

*研究代表者

松本 典子（駒澤大学経済学部講師）

*研究分担者

西村 万里子（明治学院大学法学部教授）

橋本 理（関西大学社会学部准教授）

吉中 季子（大阪体育大学健康福祉学部講師）

【連絡先】

駒澤大学経済学部現代応用経済学科 専任講師 松本典子

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢1-23-1

(TEL) 03-3418-9674 (FAX) 03-3703-6046

(E-mail) ten@komazawa-u.ac.jp

(資料3) インタビュー項目

1. 組織の設立経緯・背景・活動の概況

- (1) 組織の歴史と現状
- (2) 主たる事業について（上部団体がある場合にはその団体との関係など）
- (3) 事業における就労や雇用の場の提供（ワーク・インテグレーション）の位置づけは？
- (4) ワーク・インテグレーションに取り組むきっかけ
- (5) 活動の対象地域
- (6) 参加[ガバナンス]のあり方（労働者の議決権や会議への参加など）

2. ワーク・インテグレーションの対象となる当事者について

- (1) 数（現在の数、累計）
- (2) 属性
- (3) 職業（仕事）の内容および訓練の方法
 - ①仕事の種類、雇用形態（「常用雇用」か、「期間の定めのある雇用」か）
 - ②訓練のあり方（OJTか、定型的な訓練か）
 - ③平均労働時間（週あたり）
 - ④仕事への関わり方（参加のあり方）
- (4) 地位（Status of the workers in integration）、待遇および賃金
 - ①雇用か、訓練生か
 - ②最低賃金以上か、時給・月収はいくらか、評価・手当・賞与など

3. 資源（資金調達）の方法、活用している施策、依拠している制度など

- (1) バックアップの体制（関連する団体があるか）
- (2) 福祉施策（雇用助成金、各種補助金など）

II. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

「労働統合型社会的企業」論の展開－韓国の事例から－

研究分担者 橋本 理（関西大学社会学部准教授）

研究要旨

【目的】

「労働統合型社会的企業」に関する韓国の動向の分析から、労働統合型社会的企業が存立する条件やその効果がどのようなものかを明らかにすることを目的としている。

【方法】

第1に、国民基礎生活保障法のもとでの自活事業の展開や社会的企業育成法の成立の背景について整理し、第2に、韓国における労働統合型社会的企業の動向を確認し、第3に、ヒアリング調査に基づき韓国社会的企業の実態を示した。

【結果】

第1に、労働統合型社会的企業（WISE）という存在を考察するうえでは、ワークフェアや積極的労働市場政策との関わりをみる視点が必要であることが指摘できる。

第2に、韓国における社会的企業をめぐる動きから、社会的企業をめぐる制度化は政府の思惑と市民運動側の意向とが交錯しながら進展していることが指摘できる。韓国では日本に比べると制度化のスピードがはやく、政府の思惑と市民運動の要求がせめぎ合いながら制度化が進められている。その背景には、日本に比べて韓国の市民運動に厚みがあることがその一因としてあげられる。また、制度のあり方は、WISEが果たす機能の問題とも関わる。韓国のWISEはヨーロッパのWISEと比べて、市場で生き残りを図ることが要求される度合いが強いことが指摘されている。だが、現場の声からは、補助金や優先購買に依存せざるをえない実態があることがわかった。社会的企業の価値が社会的なミッションの追求を持続的な事業を通じて実現することにあるとすれば、市場の資源に依存する状況は、社会的なミッションを損なうかたちで事業を持続するか、事業の持続を断念するかというジレンマに陥る可能性を強める。制度のあり方は社会的企業が果たす機能に影響を与えるため、制度や政策とそれに影響を与える市民運動の持つ意義を踏まえて社会的企業の価値を理解することが必要となる。事業レベルからのみ社会的企業の存在を理解すると、上記のようなジレンマから逃れることは難しい。

第3に、韓国社会的企業論にかんしては、社会的経済という視点から社会的企業の意義を確認することの必要性が現場の実践家によっても研究者によっても頻繁に述べられていることが注目される。事業組織レベルでの社会的機能と事業手法のみから社会的企業に着目するのではなく、国の政策や経済的および社会的な諸課題との関わりから社会的企業の存在を捉え直すことが必要である。

A. 研究目的

社会的企業という概念が指し示す事業組織や事業内容は多岐にわたる。この概念は論者によって多種多様な扱いをうけるため、どのような事業組織や事業内容を対象とするかということ自体が社会的企業論の重要な論点となっている¹。そのようななか、本報告書では、労働統合型社会的企業 (work integration social enterprise: WISE) と呼ばれる事業組織とそれにまつわる制度に着目する。なかでも、韓国における社会的企業の勃興の背景といいくつかの事例をみる。

B. 研究方法

ヨーロッパにおける社会的企業研究のネットワークである EMES (L'Émergence des Enterprises Sociales en Europe) は、社会的企業の主要な活動分野として、「対人社会サービス」と「労働統合」の 2 つをあげる (Defourny[2001]18)。後者の範疇に入る事業組織が「労働統合型社会的企業」(以下、WISE と表記) と称され、EMES 研究グループによつて EU 諸国における WISE の実態調査が試みられている。同グループの研究者は、WISE を「労働市場において深刻な困難を経験したことのある人々を WISE それ自体もしくは一般の企業内で職業を通じて統合することを主な目的とする自立した経済主体」と定義しており、その事業領域は、ヨーロッパでは建築や大工仕事、廃品回収やリサイクル、公共空間・緑地の管理、梱包作業などが一般的であると説明する (Davister et al. [2004])。先行する事例としては、イタリアの社会的協同組合が特に注目されるが、日本では、例えば、労働市場から排除

されている人々の働く場として社会的事業所づくりの実践を積み重ねている「共同連」の活動がその代表的な例としてあげられよう²。

本報告書で、韓国の社会的企業論の動向に着目したのは、社会的企業に関する法制化がアジア諸国の中ではじめて行われたことによる。韓国では「社会的企業育成法」が 2006 年に成立し、2007 年に施行された。社会的企業と称される事業組織の発展は必ずしも法律の整備によってのみ進められるわけではないだろうが、他方で、法制化が社会的企業に対する認識を向上させ、事業活動の発展を促すうえで重要な役割を果たしていることが予想される。また、韓国において社会的企業の法制化がなされたその背景を理解することは、社会的企業の今日的意義を理解するうえで有益であろう。韓国における社会的企業育成法の制定過程やその意義については、すでに本邦においてもいくつかの意義ある研究がなされている³。そのようななか、本報告書で扱う事例はごく限られたもので韓国における社会的企業の実態の一端を示すにとどまるが、労働統合に向けた社会的企業の最近の動向を著すことにより、それらの取り組みが持つ意義やそれらの取り組みが雇用や福祉のあり方に対してどのようなインパクトを与えていたのかを考察する一助となることを意図している。具体的には、第 1 に、国民基礎生活保障法のもとでの自活事業の展開や社会的企業育成法の成立の背景について整理し、第 2 に、韓国における労働統合型社会的企業の動向を確認し、第 3 に、ヒアリング調査に基づき韓国社会的企業の実態を示した。

注

¹ 社会的企業論の対象をどのように定めるかについてはすでに他のところで論じたので、ここではその論点には立ち入らない。この点については、さしあたり橋本 [2009a][2009b]を参照されたい。

² 共同連の活動については、共同連[2010]を参照されたい。また、米澤[2009]では、社会的企業の資源の混合という観点を分析する際に、共同連の事例を取り上げている。

³ 例えば、北島[2008]、姜[2009]、李[2010]などがある。

C. 研究結果

1. 社会的な仕事づくりに向けた動き

WISE の動向を考察するうえでは、労働政策および福祉政策との関連を踏まえておくことが必要となる。韓国の動きに目をやる場合には、旧生活保護法から国民基礎生活保障法（1999年9月制定、2000年10月施行）への転換とそれに伴う自活支援事業の実施、さらには雇用対策として行われた公共勤労事業ならびに社会的仕事づくり事業をみておくことが必要となる。

国民基礎生活保障法の成立は、韓国の公的扶助の歴史の中でも大きな転換と位置づけられている。特に、稼働能力を有する貧困者を保護しなかった旧生活保護法に対して、国民基礎生活保障法では年齢に関係なく所得を基準に給付されることが注目される。すなわち、一般的な公的扶助としての性格を持たせた点が大きな特徴となっている。また、稼働能力を有する者が給付を受ける場合には条件がつけられているところに、ワークフェア的な面を見出せる⁴。

稼働能力を有する貧困者については、「労働能力を有すると判断された者を『条件付き給付者』とし、生計費を受給する条件として自活支援事業などに参加することを義務付け」られる。条件付き給付者の対象となるものは、18歳以上64歳以下の年齢層の者である。そのうち、「障害者や傷病者などは障害・傷病の程度によって条件付加が免除される。それ以外の者は自活支援事業に参加することを条件として生計費を支給する『条件付き給付者』となる（「条件付加猶予者」⁵は除かれる）。そのうえで、「年

齢や健康状態、学歴や職歴などを考慮した『勤労能力点数表』」が用いられ、点数が高い場合には、就業可能性の高い事業や労働強度を要する事業が義務付けられる。具体的には、70点以上の場合には、保健福祉部⁶の自活共同体事業もしくは雇用労働部⁷の委託事業である雇用支援センターの事業、41点から69点の場合には、保健福祉部や地方自治体による自活支援事業、40点以下の場合には社会適応プログラムが適用される⁸。

自活支援事業を実施するうえで具体的な事業の担い手となるのが、社会福祉法人など非営利法人と団体および個人によって運営される「自活後見機関」である。1996年に、「民間団体が政府の補助金を受けて運営する『自活支援センター』が全国5カ所（代表的な貧民密集地域だったソウルの冠岳区・蘆原区・麻浦区・仁川東区・大田東区）にモデル的に設置された」が、国民基礎生活保障法の施行後、自活支援センターから自活後見機関へと名称が変更され、自活後見機関は全国70カ所へと急速に広がっていった。その際、失業運動に参加した多くの失業克服団体が自活後見機関として指定を受けた⁹。したがって、自活支援事業は、「従来政府と激しく対立を続けてきた『貧民運動』に基本的に支えられ」（五石[2003]48）ているという特徴を持つ。それゆえ、韓国では、市民運動側のミッションに支えられた自活支援事業が実施されてきたとみなせるが、他方では、従来

れた者などは『条件付加猶予者』となる」（鄭[2006]31）

⁴ 以前は保健福祉家族部という名称であったが、本報告書では現在の名称である保健福祉部（Ministry of Health and Welfare）という用語に統一して表記した。

⁵ 以前は労働部という名称であったが、本報告書では現在の名称である雇用労働部（Ministry of Employment and Labor）という用語に統一して表記した。

⁶ 以上、国民基礎生活保障法における「条件付き受給者」に関する説明は、鄭[2006]30-31を引用および参照した。

⁷ 以上、自活後見機関および自活支援センターについての、姜[2009]89-91を引用および参照した。

から存在する福祉施設が自活後見機関の指定を受ける例もみられ、自活支援事業を行ううえでのミッション性が各地域の自活後見機関によって異なる状況もあるようである。なお、「自活後見機関の自活事業は、政府から人件費の支援を受け、保護された市場の中で経済的自立を図る『自活事業団』と、競争市場の中で経済的自立を追い求める『自活共同体』」（姜[2009]91）とに分かれる。1996年当初5カ所からスタートした自活支援センターは、自活後見機関と名称をかえて、2007年12月末の時点で全国的に242カ所となり、さらに2007年7月からは地域自活支援センターに改称され現在に至っている。

ところで、国民基礎生活保障法とならんで、労働統合との関わりで重要な概念としてあげられるのが「社会的仕事」である。「社会的仕事づくり事業」の延長線上に、社会的企業育成法の成立をみるのだが¹⁰、さらに、それ以前の動きとして取り上げておくべき事業として「公共勤労事業」がある。1997年通貨危機後の深刻な雇用情勢を背景に、失業対策の側面を持ちながら実施された公共勤労事業は、「勤労能力がある失業者たちに公益性が高い事業の仕事（無料看病、食べ物のリサイクル、家の修理、森の管理など）を提供し、最低限の生活を保障することを目的とする」（姜[2009]89）ものと位置づけられる。この公共勤労事業は、失業対策としての側面に加えて、貧困対策（社会政策）の側面があったと指摘される。制度面でも実態としても一般労働市場で条件が不利な人々を対象とするようになっていったことから、「要するに、公共勤労事業は追加的なソーシャル・セーフティネットとして機能する色彩をいつ

そう強めていった」（北島[2008]49）という評価がなされる。そして、2000年代の前半に入り、失業率が低下するとともに、公共勤労事業の失業対策の意義が失われていく。そのようななか、公共勤労事業と国民基礎生活保障法のもとでの自活事業の実践の積み重ねのなかからスタートするのが「社会的仕事づくり事業」である¹¹。この事業がスタートする背景としては、「経済危機以降に顕在化してきた女性、高齢労働者、さらに長期失業者といった就労の困難な層をターゲットに絞って積極的労働市場政策を開拓して『労働市場のフレキシビリティ』を保障すること、また同時に、韓国経済のジョブ・クリエーション能力の低下傾向が見え始めるなかで、『雇用のセキュリティ』のために安定的な雇用の場を創出していくこと」（北島[2008]50-51）という2つの課題に迫られていることから説明される。

また、社会的仕事づくり事業は、ワークフェアとウェルフェアミックスの2つの目的の実現と位置づけられる（姜[2009]、チャン[2009]）。具体的には「社会的に有用な仕事であるが、収益性が低いため、市場に任せれば、十分な供給が期待できない保育・看病（付き添い看護）・保健・医療など社会福祉サービス分野と、文化・観光・環境（リサイクル）などの公共サービス分野に対して政府の財政支援と民間の人的資本を活用して提供する仕事」¹²として展開されることになる。社会的仕事づくり事業は多様な分野にまたがり、また、市民参加が促されたことから、「これまで自活事業への参加に積

¹⁰ 例えば、次のように社会的仕事づくり事業は位置づけられる。「『社会的企業育成法』が成立を見たのは、2003年のノムヒョン政権が『社会的仕事づくり事業』に着手したからであるといつても過言ではない」（姜[2009]93）。

¹¹ 社会的仕事という用語については次のように説明がなされる。「この用語が初めて使われたのは、2000年の貧困と失業克服のための国際フォーラム『自活事業活性化と社会的職の創出』からであり、また、この用語は、公共勤労事業と自活事業の経験が蓄積されることでつくられた独特的の用語である」（姜[2009]93）。

¹² 鄭[2009]39から孫引きして引用した。もとの出所は、企画予算処[2006]『社会サービス拡充戦略』である。